

児発・放デイ | 加算実務

欠席時対応加算の 算定実務

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



四つの条件がそろった欠席だけを候補にする

ROOTSで対象にする児童発達支援・放課後等デイサービスの通常ケースです。訪問系サービスへ横展開しません。

確認	必要な事実	証拠
利用予定	その日に当該事業所を利用する予定があった	予約・利用予定表・契約情報
利用中止	急病等により予定日の利用を中止した	欠席理由・当日の状況
連絡期間	予定日の前々日、前日または当日に中止連絡があった	受信日時・連絡手段・相手
相談援助	職員が状況確認、連絡調整その他の相談援助を行い、内容を記録した	相談援助記録・対応者

一つでも確認できなければ算定候補にしません。キャンセル区分を選んだだけ、留守番電話を保存しただけでは、相談援助を行った証拠になりません。

基準日は「利用予定日」。前々日から当日までを切り出す



例|通常の平日並びで金曜日が利用予定日なら、水曜日・木曜日・金曜日に中止連絡があったケースが国通知の期間内です。「48時間以内」とは置き換えません。

「利用予定日」と「中止連絡を受けた日時」は別項目です。休業日を挟む場合の数え方や「急病等」の個別範囲は、指定権者の案内も確認します。

電話等で、状況確認から次の利用につながる支援まで行う

状況

こどもの状態を確認

体調や生活状況、欠席に至った事情、安全面で気になる点を聞き取ります。

調整

必要な連絡を整える

家族等との連絡調整を行い、必要に応じて事業所内の担当者へ共有します。

相談

状況に応じた助言

家庭での過ごし方や受診等を断定せず、把握した状況に応じた相談援助を行います。

継続

次の利用へつなぐ

次回利用の見通しや再連絡の要否を確認し、引き続き適切な利用を促します。

直接の面会や居宅訪問は必須ではなく、電話等でも可能です。ただし「欠席、了解しました」だけで終えず、実際に行った相談援助の内容を残します。

連絡ログと支援記録を、同じ欠席イベントへ結びつける

記録欄	残す内容	検証する理由
予定	利用予定日・サービス種類・予定根拠	本当に予定利用日だったか
連絡	受信日時・方法・連絡者・受けた職員	前々日～当日の範囲か
状況	急病等の理由・こどもの具体的な状態	利用中止の事実と支援ニーズ
相談援助	確認・助言・連絡調整・次回対応の要点	単なる欠席受付と区別する
確定	算定可否・月内回数・確認者・根拠版	請求まで再現できるようにする

月末に記憶で相談内容を補いません。中止連絡を受けた時点で記録し、後から直した場合は変更者・変更日時・理由を残します。

標準上限と重症心身障害児の例外を混ぜない

標準ケース

- 当該事業所の障害児一人につき月4回まで
- 一度の相談援助で複数日分の欠席を受けても1回として数える
- 単位数とサービスコードは対象月の単位数表による
- 上限を超える候補があっても、超過分を請求しない

月8回までとなる例外

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所の対象区分
- 当月の延べ利用人数 ÷ (利用定員 × 営業日数) が80%未満
- 80%ちょうどは「未満」に当たらない
- 算定対象は重症心身障害児に限る
- 三条件と計算証拠がすべて確認できる月だけ適用

例外を事業所全員へ一括適用しません。事業所区分、当月の充足率、児童属性を別々に確認し、不明なら標準上限を超える請求を止めます。

欠席の事実・月上限・帳票をそろえてから出力する

請求までの確認

1 届出体制(declaration)

対象サービスと対象月の単位数表を確認

2 月の条件(monthly_condition)

月内回数と例外条件を人が確定

3 都度実績(event_fact)

予定・連絡・相談援助・記録を照合

4 帳票・請求

実績票は「欠席」。実利用日数には含めず、請求集計のサービス利用日数には加算のみ
算定日として反映

同日利用の注意

- 同日に別の障害児通所支援を算定する扱いは原則想定されていない
- 連絡漏れでAを急ぎょ欠席しBを利用した公式例では、Aは不可、実際に支援したBは基本報酬等を算定可能
- 来所後でも支援開始前の延長中に体調不良で帰宅した公式例は、基本報酬が成立せず、相談援助・記録を満たせば算定可能
- 他事業所利用の有無を確認し、事実が不明なら請求を止める

記録不足、対象月ルール不明、月上限未確定、同日利用の不整合があればCSV生成前に停止します。後から返戻理由だけを消す修正はしません。

一次資料と最終確認先

算定要件・上限は現行告示と留意事項、コードは対象月の単位数表、帳票記載と同日利用例は公式の事務要領・Q&Aで確認します。

厚生労働省法令等データベース | 児童福祉法に基づく指定通所支援等の費用の額の算定に関する基準（現行統合）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2680&dataType=0&pageNo=2

確認日: 2026-08-15

厚生労働省 | 報酬算定構造・サービスコード表等（令和8年6月施行分）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00022.html

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）Q&A 問22（同日他事業所利用）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/87a60237/20240517_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_98.pdf

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）Q&A Vol.5 問4（月上限は事業所ごと）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/381da726/20240607_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_104.pdf

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 障害児通所給付費等の算定に関する留意事項（令和8年6月適用・改正後全文）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c5e1bb4-ee80-462b-992f-06f0d8c9b774/4aacbf83/20260402_policies_shougaijishien_shisaku_r8hoshukaitei_17.pdf

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（実績記録票の記載要領）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/b27810b0-7802-444c-a95d-22841bdf3eca/94eccc1f/20260423_policies_shougaijishien_shisaku_jimushori_yoryo_54.pdf

確認日: 2026-08-15

こども家庭庁 | 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援）Q&A Vol.3 問2（支援開始前の帰宅）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/6cde24bf/20240513_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_95.pdf

確認日: 2026-08-15

算定対象、重症心身障害児の例外、実績記録票の運用、同日利用の個別判断は、指定権者・受給者の市町村等・管轄国保連へ最終確認してください。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。